

令和7年度サプライチェーン対策のための国内投資促進事業交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和7年9月現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	国内投資促進基金(サプライチェーン対策のための国内投資促進事業)
法人名	一般社団法人環境パートナーシップ会議
基金額(国庫補助金相当額)	527,292百万円(527,292百万円)
基金事業の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材等に関し、国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図る。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	<p>以下の事業を支援する。</p> <p>1. 令和2年度中に採択した事業</p> <p>&lt;補助対象事業A&gt;生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 【補助率:大企業1/2以内、中小企業等2/3以内】</p> <p>&lt;補助対象事業B&gt;一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業 【補助率:大企業2/3以内、中小企業等3/4以内】</p> <p>&lt;補助対象事業C&gt;補助対象事業Aに該当し、複数の中小企業等のグループによる共同事業であり、グループ化によるメリット(規模の拡大による効率化や技術等の補完による効果)を有する事業 【補助率:中小企業等3/4以内】</p> <p>2. 令和3年度中に採択した事業及び令和4年度中に採択した事業</p> <p>&lt;補助対象事業A&gt;生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 【補助率:大企業1/2以内~1/4以内、中小企業等2/3以内~1/4以内(補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p> <p>&lt;補助対象事業B&gt;感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保等国民が健康な生活を営む上で重要な物資の生産拠点の整備事業 【補助率:大企業1/2以内~1/4以内、中小企業等2/3以内~1/4以内(補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p> <p>&lt;中小企業特例事業&gt;生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業 【補助率:2/3以内】</p> <p>&lt;ウクライナ情勢の影響を受ける原材料等の安定供給等のための生産拠点等の整備に係る事業&gt; 【補助率:対象事業毎に3/4以内、2/3以内、1/2以内のいずれか(補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p> <p>3. 令和5年度中に採択した事業</p> <p>&lt;ウクライナ情勢の影響を受ける原材料等の安定供給等のための生産拠点等の整備に係る事業&gt; 【補助率:1/2以内(補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p>
基金事業を終了する時期	<p>【基金事業の終了予定時期】</p> <p>令和9年度末 令和5年12月20日付行政改革推進会議「基金の点検・見直しの横断的な方針」を踏まえ、終了予定時期を令和10年3月末に見直した。</p> <p>【基金事業の新規申請受付終了時期】</p> <p>令和5年度末</p>
次回の見直し時期	毎年度
基金事業の目標	本事業による生産拠点等の整備

2. 見直し結果

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	今後とも「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等に適合するよう見直しを実施
目標達成の評価	-
基金の保有割合	1.00
基金の保有割合の算出	保有割合 = (①258,924,507,534円 - ②33,015,937,098円) ÷ (③225,908,570,436円) = 1.00 ①直近年度末の基金残高 ②当年度(令和7年度)の国庫返納額 ③令和7年度以降の事業費・管理費所要見込み額
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">有</span> ・無 [有の場合]該当する理由:『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』(H18年8月15日 閣議決定)3.(4)アに該当する。
その他	-

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と資金管理の透明性が確保されるため。	258,925
短期・長期信託	-	-
有価証券		
国債	-	-
政保債、地方債	-	-
その他社債等	-	-

4. 執行状況

(単位:百万円)

		令和6年度	令和7年度見込み
収入	国費	0	0
	国費以外		
	出資等	0	0
	運用収入	317	103
	その他(基金への返納)	144	0
	前年度繰り越し	421,643	258,925
	(マイナス)返納額	24,549	33,016
合計(a)	397,555	226,012	
(事業支出費等)	事業費(交付額)	138,180	141,320
	管理費(※支出先は当法人及び事務局)	451	559
	合計(b)	138,631	141,879
基金残高(a-b)		258,925	84,132
出資残高		0	0
貸付残高		0	0
債務保証残高		0	0

<交付額等>

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付決定件数(上段)	32	190	118
交付決定額(下段)	9,979	251,663	140,084
	令和5年度	令和6年度	
交付決定件数(上段)	61	15	
交付決定額(下段)	70,921	19,887	

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)